

第5期川崎市子どもの権利委員会報告書

平成28（2016）年9月

川崎市子どもの権利委員会

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された委員会で、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第5期の川崎市子どもの権利委員会の活動の報告であり、①今期の委員会の活動を自己評価し、第6期の委員会に引き継ぐための資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPOが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第5期川崎市子どもの権利委員会は、市長から「子どもの成長に応じた育ちの支援」についての検証という諮問を受けました。子どもの権利に関する実態・意識調査、行政による施策の自己評価、それらをもとにした行政や子ども・市民・NPOとの対話を実施するなど、子どもの現実を踏まえた施策の検証に努め、市長に答申しました。子どもが生まれる前の妊娠期からおとなになっていく青年期までを視野に入れて、子どもの育ちに関する市の施策について検証をし、たくさんの成果を確認するとともに、事業単位で見ているだけではみえてこないいくつかの課題について提言を行いました。

川崎市子どもの権利委員会による活動は、国内的にも国際的にも先駆的かつ貴重な取り組みであり、ユニセフのプロジェクト「子どものやさしいまち」にも合致する取り組みです。そして、日本の自治体さらには外国からも注目され、その影響を広げています。こうした子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが必要です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

平成28（2016）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司

目 次

はじめに

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証…………… 1
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際…………… 2
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動…………… 4
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動…………… 4
- 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ…………… 6

II 第5期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査…………… 7
- 2 検証活動としての「対話」…………… 9
- 3 子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）…………… 14

III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

- 1 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について…………… 16
- 2 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見…………… 17

IV 第5期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

- 1 実態・意識調査について…………… 21
- 2 施策の検証について…………… 23
- 3 行動計画への意見について…………… 24
- 4 委員会の組織・運営について…………… 25

資 料

- 1 第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 28
- 2 第5期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 29
- 3 第5期川崎市子どもの権利委員会委員名簿…………… 32

凡 例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

1 条例及び子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証

川崎市子どもの権利委員会第5期（平成25（2013）年10月～平成28（2016）年9月）の活動を報告するにあたって、第1期から第4期までの報告書と重複する部分もあるが、子どもの権利委員会の意義・役割・活動の特徴などについてあらためて述べておきたい。

（1）子どもの権利委員会による検証の意味と意義

子どもの権利委員会は、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する第三者機関である。ここでいう検証とは、①子どもの権利に関する実態・意識調査等を通じて子どもの権利状況を把握し、②行政の自己評価に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果を踏まえ、③子ども施策の進展に向けた提言を行う一連の活動である。

このような検証は、これまで国や自治体で進めてきた事業評価・政策評価とは異なり、子どもの権利を基準にした新たな事業評価・政策評価といえる。これまでの事業評価・政策評価は、費用対効果、効率性、有効性などを数値で計ることが一般的であるが、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではなく、また権利保障の推進に好ましくない結果をもたらすこともある。事業・政策の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの視点、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠である。

この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利は、子どもに関わるグローバルスタンダードである子どもの権利条約と川崎市における子どもの権利に関する施策の基本となる子どもの権利条例に基づいている。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、行政からすると、もっぱら施策の対象と位置付けられるが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体である。子どもは権利の主体であるという視点から、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の計画・実施・評価の総合化につながるのである。

（2）パートナーシップの視点と手法としての対話

子どもの権利委員会は、委員、行政職員、市民によるパートナーシップ型の検証機関として位置づけられ、その活動もパートナーシップの視点と方法を重視している。子どもの権利委員会の活動においては、子どもの権利の実態あるいは子ども施策の現状等について、一定の基準・指標に基づき、子どもの権利委員会と行政や市民・NPO等が理解を深めたり、成果や課題を見出したりするという方法を大切にしている。こうした手法を「対話」といって

子どもの権利委員会はこれまでも重視してきた。

子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しない。市民・NPOのかかわりや参加が不可欠であるし、そのための条件整備が求められる。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組の実態などを明らかにすることに貢献し、条例の内容とその推進をより現実的で効果的なものにする。そのなかでも、子ども自身の参加がいっそう重要であることはいうまでもない。

施策を実施する者、施策を検証する者、市民、子どもが、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視した。しかし、子どもの権利委員会と市民・NPO、あるいは行政と市民・NPOとのパートナーシップについて、第5期においては、より広く機会を持つことに努め、持ち方の工夫にも努めたが、なお課題は多い。相互の対話は、それ自体、子どもの権利の認識を深め、条例が知られるきっかけともなるので、第5期の委員会においてもなお試行錯誤であるが、検証のプロセスにしっかりと位置づけていく必要がある。

(3) 子どもの権利委員会の活動を支える構成と主体的な活動

子どもの権利委員会の委員は、子どもの権利条例により、「人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民」（第38条第4項）から構成されている。委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたといえよう。とかくこうした委員会においては学識経験者が主導になりがちであるが、第5期の委員会活動においては、すべての委員がそれぞれの立場で十分な力を発揮したことが重要な成果である。

意識・実態調査の項目作成・結果分析・報告書の作成、子ども施策の検証・答申書の提出というような活動はすべて、子どもの権利委員会が主体的に行った。また、審議においては、委員同士の自由かつ活発な議論に基づき、委員会自らが視点・内容・手法を提示しつつ、検証し答申を行った。

なお、行政においては、関連部署で構成される「子どもの権利施策推進部会」を設け、全庁的な連携・調整を行いながら子どもの権利施策を推進するとともに、子どもの権利委員会による検証についても連携している。

2 子どもの権利委員会による活動の実際

- ① 第5期子どもの権利委員会は、6ページの図にあるように、まず、第1期から第4期までの調査も考慮しながら、市長の諮問事項である「子どもの成長に応じた育ちの支援について」を一つの柱にした、子どもの権利や権利条例にかかわる実態・意識調査を行った。この調査の特徴は、子どもからの調査においても、(学校を通じての調査ではなく)住民基本台帳に基づく無作為調査方式をとっており、資料的価値が高いこと、子どもの安心や自己肯定感をはじめ子どもの育ちの基本にかかわる項目を含んでいること、調査項目を継続してデータの集積と経年比較ができるようにしていること、子ども・おとな・職員に同様のアンケートを

して三者の意識のズレを把握できるようにしていること、多様な文化的な背景を持つ子どもや施設で暮らしている子どもへのヒアリング等を同時に行ってアンケート調査を補っていることなどがあげられる。

② その上で、子どもの権利委員会が設定した視点・項目等に基づく「子どもの成長に応じた育ちの支援」に関する施策の自己評価を行政に依頼した。対象となる施策は多岐にわたるため、検証対象としては、子どもの成長において、子どもが向かう次のステージのための施策に焦点を当てた。第1期が、「子どもの参加」、第2期が「子どもの居場所」、第3期が「子どもの救済」、第4期が「子どもの権利条例の広報・啓発」と、それぞれ条例の条文に則した諮問であったのに対して、今期は、子ども施策を総合的に子どもの権利および条例の規範に従って検証をする方法をとった。行政で行われている各事業は、法律に基づくものが多く、川崎市の地方自治的な工夫を凝らして実施されるものも多く見られた。事業の実施が予定調和的に子どもの権利保障に資するということではなく、子どもの権利保障のためにいかに事業を効果的に実施していくかという観点の重要性が改めて認識された。

③ これらをもとにして、行政、市民、子どもとの対話を行った。行政との対話において心がけたのは「建設的対話」である。「子どもの成長に応じた育ちの支援」にかかわる現状・成果・課題を共有した上で施策の改善点について提言を行えるようにした。市民との対話では、子どもと保護者が集まる場所に委員が訪れ、対話形式で意見を聞くことができた。市民が子ども施策をどのように受け止めているかについて、行政が予想、予定しているものとは一致しないことも明らかになり、市民の声に耳を傾けるとともに、より積極的に参加に基づく施策の実施の必要性も意識されたところである。子どもとの対話は、委員会の検証への子どもの参加、意見表明という点で、とりわけ重要な意義がある。今期の子どもとの対話は、子どもが集まる場所で実施し、自身のこと、そして、関心のある範囲で市の施策について、高校生の意見を聞くことができた。

市民との対話、子どもとの対話では、それぞれ集まる場所に委員が訪れる形で実施したが、どのようなやり方で、誰に、どのようなテーマでこれを実施するかは、これまでの各期の委員会でも常に問題になってきたところである。今後も試行錯誤が続くと思われるが、検証への参加の意義とともに、条例への関心、検証活動または委員会への関心、さらに子どもの権利への関心を持つことにもつながることを踏まえて、多様な形で実施されることが望まれる。

また、子どもの意見表明では、実態・意識調査におけるヒアリング調査も有効であった。限られた範囲ではあったが、障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子どもとの対話も行えたことは成果であった。

④ これらの結果を踏まえ、子どもの権利委員会で審議し、「子どもの成長に応じた育ちの支援」について市長へ答申した。

⑤ さらに、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に関する審議を行った。第1期から第4期、そして今期の子どもの権利委員会の検証結果および第1次から第4次までの行動計画の実施状況を踏まえながら、第5次行動計画についての意見を提出した。行政は、この意見を受けて実行計画を策定することになる。

このように、子どもの権利委員会の検証は、行政が実施している計画（plan）→事業の実施（do）→評価・検証（check）→措置（action）→計画策定(plan)という一連の新実行計画の進行管理体制とも一致しており、それをいっそう効果的に進める外部評価的機能も兼ねている。子どもの権利委員会は、この1で指摘しているような視点と手法に基づいているために、その外部評価的機能はいっそう効果をあげているといえる。

3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動

子どもの権利条例が子どもをはじめとする市民参加のもとで丁寧につくりあげられ、議会でも全会一致で成立したにもかかわらず、子どもの権利および子どもの権利条例についての理解は、子どもの権利委員会の行った意識・実態調査の結果を見ても未だ十分とはいえない。このようななかで、実態・意識調査、行政に示した自己評価実施要領、行政・市民・NPOとの対話など子どもの権利委員会での検証活動自体が、行政や広く市民・NPOに子どもの権利や子どもの権利条例についての理解・啓発の役割も果たしている。

4 国内外から高い関心と評価を受けている活動

なお、付言すれば、子どもの権利条例がそうであるように、子どもの権利委員会の活動も子どもの権利条約をはじめとする国際水準を常に踏まえている。そのこともあって、国内の多数の自治体における子どもの権利に関する条例の制定や実施に影響を与えているし、現に制定中の自治体にも参考にされている。

また、韓国においては「子どもの権利条例」や「生徒人権条例」を制定しようとしている自治体あるいは子どもの権利の研究・実践をしている韓国の研究者・実務家の参考にされ、平成 28(2016)年に韓国・光州市の教育監が川崎市に視察に訪れた。また、平成 27 年(2015)年にはインドネシアから子どもの権利に関わる担当の副大臣が視察に訪れた。さらにはユニセフ「子どもにやさしいまち」プロジェクトなど、国際的にも注目されている。

5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ

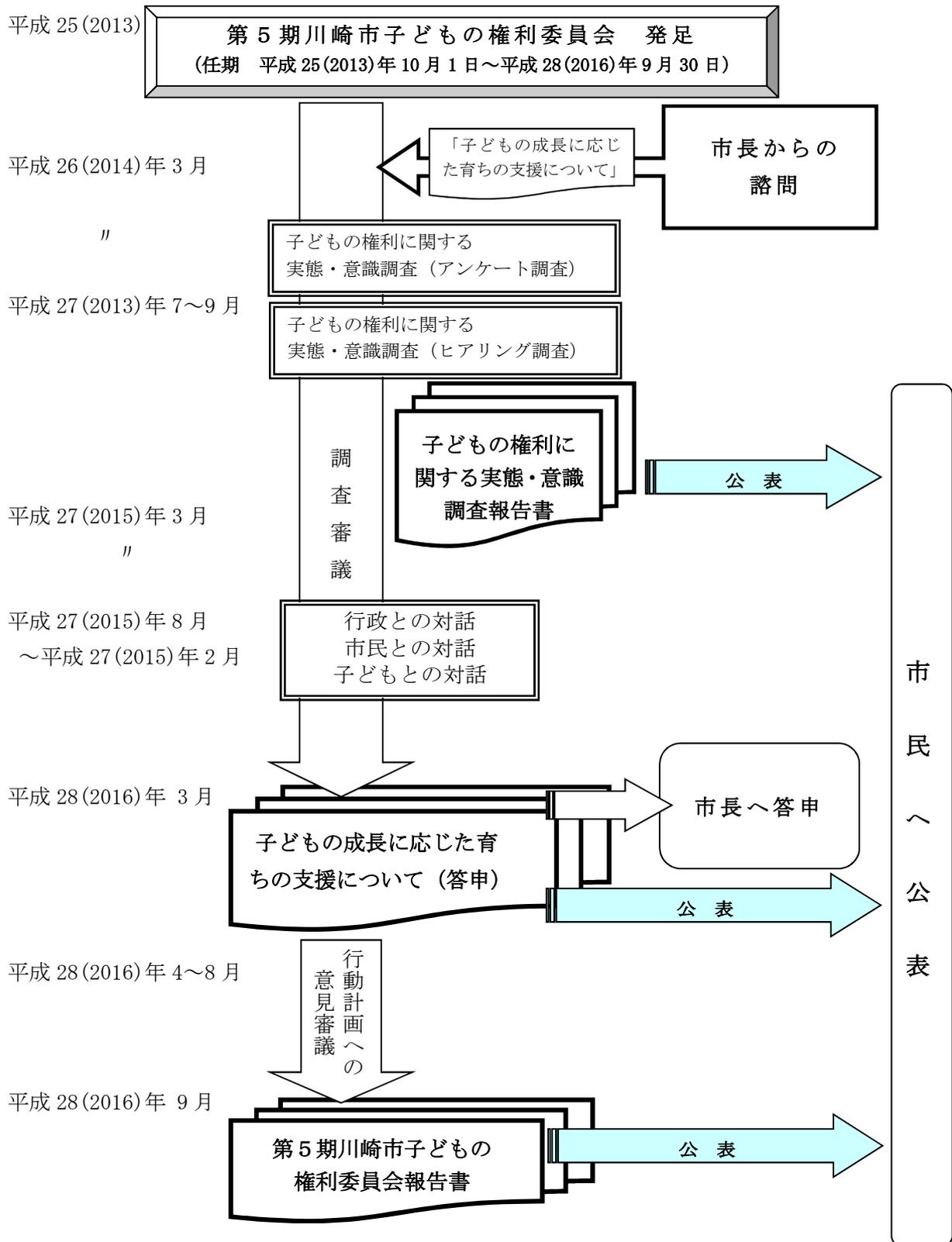
子どもの権利条例では、第7章で「子どもの権利の保障状況の検証」として、本委員会の設置と検証についての流れを規定しており、それに従って検証作業を進めた。

(1) 子どもの権利委員会の条例における位置づけ

- ア 子どもの権利に関する行動計画への意見具申（条例第36条第2項）
- イ 市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議（同第38条第2項）
- ウ 市長その他の執行機関に対し、諮問事項に係る施策について、評価等を行うべき事項を提示（同第39条第1項）

- エ 評価に際しての市民意見の聴取、特に子どもの意見聴取への配慮義務（同第39条第3項、第4項）
- オ 市長その他の執行機関からの評価及びエの意見を総合的に勘案した、子どもの権利の保障の状況に関する調査審議（同第39条第5項）
- カ 調査審議により得た検証結果を市長その他の執行機関に答申（同第39条第6項）

(2) 検証イメージ



Ⅱ 第5期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

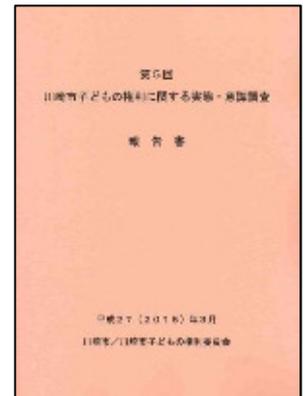
子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第5期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の3部門に上り、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会（アンケート部会、ヒアリング部会）
行動計画評価部会
行動計画策定部会

1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査である。平成26(2014)年に5回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等について実施した。



(1) 調査概要

ア アンケート調査・・・平成26(2014)年3月 郵送により実施

(ア) 調査対象 3,500人(川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員)

- ・子ども(満11～17歳) 2,100人
- ・おとな(満18歳以上) 900人
- ・職員(市立施設・学校等) 500人

(イ) 回収結果 1,296票(回収率37.4%)

- ・子ども 714票(34.0%)
- ・おとな 307票(34.1%)
- ・職員 275票(55.0%)

イ ヒアリング調査・・・平成26(2014)年7月～9月 個別面接により実施

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設56人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障害のある子ども

- ・不登校の子ども
- ・乳幼児とその親

(2) 結果の概要

ア アンケート調査から

○条例の認知度について

子ども全体の条例認知度は、前回調査時の 38.6%から 45.0%に上昇する一方で、おとなについては、前回調査時の 38.0%から 31.9%へ減少した。また、職員の条例認知度も、前回調査時の 97.2%から 95.2%へ減少した。

○条例認知の手段について

子どもでは、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」が多く、おとなでは「学校で配布されたパンフレット」が多く、どちらも学校を介して条例を知る割合が多数を占めており、条例認知に学校が果たしている役割はとても大きい。

○自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で 72.3%と、前回調査の 69.4%から上昇した。

○権利侵害の実態について

子どもがおとなから叩かれたり、殴られたりする割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約 10%、おとなから心を傷つけられる言葉を言われる割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約 15%、おとなに性的にいやなことをされたりさせられたりする割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」合わせて約 1%であった。

○疲れること、不安に思うことについて

すべての年代の子どもで最も多い回答は「学校の勉強・宿題」であるが、小学生に比べて（約 40%）、中・高校生の回答が高かった（約 60%）。その他では、中・高校生が「クラブ活動・部活動」「友達や先輩との関係」（どちらも約 30%）をあげる割合が高かった。

○居場所について

子どもがホッとできる場所として最も多い回答は「リビング・居間」「自分の部屋」（それぞれ約 70%前後）で、小学生世代では「リビング・居間」が約 80%、「自分の部屋」が約 60%であるのに対し、高校生世代になると「リビング・居間」が約 60%で「自分の部屋」が約 80%に増加する。年齢が上がるにしたがって、「リビング・居間」より「自分の部屋」をあげる割合が増加する傾向にあった。

○相談相手について

困ったときの相談相手として、子ども全体で最も多い回答は「親」（約 70%）、次いで「友だち」（約 60%）「担任の先生」「兄弟姉妹」（それぞれ約 20%）であった。年代別では、年代による変化が見られない「友だち」に比べ、「親」と「担任の先生」については、小学生世代に比べ、中・高校生世代では約 10ポイント低くなる。「だれにも相談しない」

という回答は子ども全体で約7%であった。

イ ヒアリング調査から

個別の支援が必要な子どもへのヒアリング調査では、子どもの生活実態（居場所、友人関係など）や意識（不安に思っていること、自己肯定感など）について聴取し、それぞれの課題の所在と必要な支援を把握した。

(3)公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ ホームページに掲載 <http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044680.html>

2 検証活動としての「対話」

川崎市子どもの権利委員会が、市長から諮問された「子どもの成長に応じた育ちの支援について」に関する施策（事業）を検証するにあたり、行政職員及び子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いた。

(1)行政職員との対話

権利委員会は、「子どもの成長に応じた育ちの支援について」に関する施策（事業）を検証するにあたっての基礎資料を作成することを目的として、関連事業を実施している14の行政部署の職員との対話を実施した。

ア 生まれる子どもと親支援について

日時	平成27年10月2日（金）午前9時30分～11時
会場	本庁舎 市民・こども局会議室
出席委員	野村委員長、三星副委員長、五十嵐委員、齋藤委員
対話の内容 所管部署	・妊娠期・周産期の支援について ＜こども本部 こども福祉課＞ ・要保護児童対策地域協議会について ＜こども本部 児童家庭支援・虐待対策室＞ ・出産・養育に係るリスクの把握と対応について ＜こども本部 こども福祉課、児童家庭支援・虐待対策室＞

イ 就学期の子どもの支援について

日時	平成 27 年 9 月 11 日（金）午前 9 時 30 分～12 時
会場	明治安田生命ビル 第 3 会議室
出席委員	野村委員長、内田委員、大崎委員
対話の内容 所管部署	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達課題の把握と支援について <ul style="list-style-type: none"> ＜教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター＞ ・子どもの困難の把握と支援について <ul style="list-style-type: none"> ＜教育委員会事務局 指導課＞

ウ 思春期の子どもの支援について

日時	平成 27 年 8 月 27 日（木）午後 2 時～5 時
会場	本庁舎 市民・こども局会議室
出席委員	三星副委員長、齋藤委員、佐々木委員、朴委員
対話の内容 所管部署	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期精神保健相談について ・十代の若者の自殺予防対策について <ul style="list-style-type: none"> ＜健康福祉局 精神保健福祉センター＞ ・市立学校での性教育について <ul style="list-style-type: none"> ＜教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター＞ ・市立学校での性的マイノリティの支援について <ul style="list-style-type: none"> ＜教育委員会事務局 人権・共生教育担当＞ ・デートDVについて <ul style="list-style-type: none"> ＜市民・こども局 人権・男女共同参画室＞



エ 青年期の子どもの支援について

日時	平成 27 年 9 月 9 日（水）午前 9 時～12 時
会場	本庁舎 市民・こども局会議室
出席委員	野村委員長、白戸委員、林委員
対話の内容 所管部署	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の課題と現状について <こども本部 青少年育成課> ・学習支援・居場所づくり事業について <健康福祉局 生活保護・自立支援室> ・若者の就労支援について <経済労働局 労働雇用部> ・高校中退者への支援について ・キャリア教育について ・主権者教育について <教育委員会事務局 指導課、教育改革推進担当、 総合教育センターカリキュラムセンター>

(2) 市民、子どもとの対話

権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされ(条例第 39 条第 3 項)、それにあたっては子どもの意見が得られるようその方法に配慮しなければならないとされている(同条第 4 項)。

そこで、市長からの諮問事項に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、市民との対話、子どもとの対話を実施した。

ア 市民との対話

<第 1 回>

日時	平成 27 年 11 月 21 日（土） 午前 10 時 30 分～午後 3 時 30 分
会場	高津市民館 第 5 会議室 (高津区子ども・子育てフェスタ 人権啓発コーナー会場)
出席委員	三星副委員長、五十嵐委員
対話の対象	高津区子ども・子育てフェスタの来場者(主に乳幼児の親) 136 人
対話の内容	<p>○アンケート結果</p> <p>Q1 妊娠・出産について川崎市に充実してほしい施策は何ですか。 (回答は 3 つまで)</p> <p>1 妊娠・出産についての相談体制・情報発信の充実 29 人 (21.3%)</p>

- 2 医療体制の充実 74人 (54.4%)
- 3 妊娠・出産に関する経済的支援 70人 (51.4%)
- 4 産前・産後のヘルパーの派遣 30人 (16.6%)
- 5 産前・産後の休暇に関わる支援 46人 (33.8%)
- 6 その他 0人 (0%)

Q4 子育てについて川崎市に充実してほしい施策は何ですか。(回答は3つまで)

- 1 子育てについての相談体制・情報発信の充実 11人(8.0%)
- 2 保育サービスの充実 76人(55.9%)
- 3 医療体制の充実 49人(36.0%)
- 4 子育てに関する経済的支援 52人(38.2%)
- 5 地域の公園や子育て支援施設の整備 55人(39.9%)
- 6 地域の人とのつながりをつくる支援 31人(22.8%)
- 7 育児休暇に関わる支援 13人(9.6%)
- 8 その他 5人 (3.7%)

○主な意見

- ・保育園が4月だけでなく、年度途中でも入れるよう、すそのを広げてほしい。
- ・一時保育の時間預かりを充実してほしい。現状は利用しづらい。
- ・何かの時に、急でも預けられるところが必要。近くに親も親戚もいないので。
- ・医療費を中学生まで助成してほしい。
- ・主任児童委員をしているが、子育て中のお母さんが、もっと地域の人に助けを求めてもらいたい。こちらは「いつでもどうぞ」という気持ちでいる。



<第2回>

日時	平成 28 年 2 月 22 日（月） 午後 12 時 30 分～午後 1 時 30 分
会場	中原市民館 グループ室
出席委員	野村委員長、三星副委員長、五十嵐委員
対話の対象	乳幼児の親のサークル 9 人
対話の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てで楽しいと思うこと、不安に思うこと ・市に期待する子育て支援施策について ・子育て相談窓口の利用について ・望まない妊娠、若年妊娠について ・学校の性教育について ほか

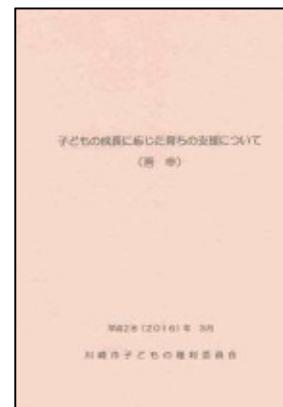


イ 子どもとの対話

日時	平成 28 年 2 月 26 日（金） 午後 5 時 30 分～午後 7 時 30 分
会場	市立高等学校（定時制）
出席委員	五十嵐委員、内田委員、大崎委員、佐々木委員、林委員
対話の対象	市立高等学校（定時制）の生徒 1～2年生 10 人
対話の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活で楽しいと思うこと ・不安に思っていること ・居場所について ・学校での進路支援について ・選挙権について ・市に期待する若者支援策について ほか

3 子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）

実施日 平成28（2016）年3月24日
実施場所 市長応接室
出席委員 野村委員長、三星副委員長、五十嵐委員、
内田委員、大崎委員、齋藤委員、林委員



【答申における視点】

(1) 子どもの各成長段階における課題に着目

子どもの成長段階に応じて、妊娠・周産期、就学期、思春期、青年期の4つに分け、それぞれの時期における子どもに固有の課題に着目した。そのなかで、生まれる子どもと親に対する支援、青年期の子どもに対する支援について、子どもの権利保障の観点から重点的に検証を行った。

(2) 子どもの成長段階の「移行期」における切れ目のない支援に着目

乳幼児期から就学期、思春期、青年期、それぞれへの移行期に着目し、子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援が行われることを重視した。

【子どもの成長に応じた育ちの支援についての提言】

I 生まれる子どもと親支援

- (1) 妊娠・出産の相談の充実と母子保健・学校の連携による性と命の教育機会の創出
- (2) 育児に関する情報発信と支援の充実
- (3) 川崎市版「ネウボラ(※)」の実現と妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援の実施

※フィンランドで「助言の場」を意味する子育て支援制度。妊娠、出産から子育てまで切れ目なく継続的に支援を行う。

- (4) 要保護児童対策地域協議会の仕組みの検証と整備

II 就学期の子どもの支援

- (1) いじめ防止に関する実践的な教職員研修の継続的な実施
- (2) 不登校対策におけるフリースクール等との連携
- (3) 児童支援コーディネーターの配置の拡充
- (4) 幼保小連携による切れ目のない支援の実施

III 思春期の子どもの支援

- (1) 思春期相談の窓口の利便向上と養護教諭・スクールカウンセラーの活用
- (2) 思春期の課題についての教職員研修の実施
- (3) 自己の心身への知識や他者尊重の視点での性教育の実施
- (4) 性的マイノリティに対する理解を促進する取組の実施

IV 青年期の子どもへの支援

- (1) 青少年の多様な意見を生かすための社会参加活動の支援
- (2) 自立及び居場所支援としての学習支援事業、就労支援事業の拡充
- (3) 選挙権年齢引き下げを踏まえた主権者教育の実施



Ⅲ 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

(平成27(2015)年3月)

市は「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいて関係部署が3年間(2011年～2013年)取り組んできた施策について自己評価を行い、これに権利委員会による意見(総論的意見と施策に対する意見)を付して公表した。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000044227.html>



(1) 総論的意見

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画では、「行動計画進捗状況調査票」における新しい取組として、①「推進施策」の項目に関連する条例の条項を示したこと、また②「具体的な取組み」を各事業の「目標」と位置づけ、その下に続く各事業取り組みを所管部署ではなく「事業の内容」で示したこと、③経年の点検が可能な表記にしたこと、④3年間の評価項目で「子どもの視点からの成果と課題」を評価項目の軸にしていることなどが工夫されており、その一覧性と事業位置づけ、自己評価の視点が以前より明確になっている。

課題・提言としては、自己評価の高い項目の中に、同様の事業の継続のなかの何を評価したのか曖昧なものも見受けられた。全般的にも目標(目的)との関係から評価の視点をいっそう明確にすることが求められる。また、それとの関連の中で数値目標、実績数値が意味を持つものを適確に精査する必要がある。それは、「実施の報告だけに終わっている」とされた前期の課題を克服していく契機となるだろう。

「子どもの目線からの自己評価」については、問題意識はうかがわれるがいまだ十分なものとなっていない。事業評価に子どもの意見が反映されているか(意識しているか)といった観点に留意し、自己点検・評価する姿勢が求められる。

(2) 施策に対する意見

それぞれの推進施策において、施策の目的と具体的取組を記した上で、次のように今後の課題を示した。

[施策の方向1] 子どもの相談及び救済の充実

- ・増加するネットトラブルへの相談対応及び未然防止の取組の充実
- ・安心して気軽に相談できる環境の整備と、相談窓口の広報

- ・個別の支援を必要とする子どもへ対応するための、人材の確保と育成、体制の整備
- ・児童養護施設等で生活している子どもがより意見を表明しやすい環境づくり
- ・人権尊重教育における、学んだことが日常生活で生かすための工夫と、教職員研修の充実

[施策の方向2] 子どもの意見表明・参加の促進

- ・子ども会議における、子どもが自ら課題を見つけ考え、提言に結びつけるための支援
- ・子ども会議におけるサポーターの養成
- ・「やさしい日本語」の活用による外国籍児童等への情報伝達の工夫
- ・市民や職員を対象にした児童虐待防止の啓発の推進

[施策の方向3] 子どもの居場所づくりの促進

- ・子どもにとっての「安全・安心な施設」となるような施設の整備
- ・保護者のニーズに適合した乳幼児の居場所づくりの推進
- ・施設の整備やイベントの開催による中高生の居場所づくりの推進
- ・不登校対策における、適応指導教室（ゆうゆう広場）の充実と保護者等への広報
- ・こども文化センター等の施設のバリアフリー化と、利用者等の理解を広める取組の推進

[施策の方向4] 子どもの権利に関する意識の向上

- ・子ども会議における、子どもたちが自分たちの権利について積極的に見識を深められる取組の推進
- ・子ども向けホームページの内容の充実及び周知、利便性の向上
- ・子どもの権利学習資料のさらなる活用
- ・外国籍児童等に対する日本語支援の充実
- ・「かわさき子どもの権利の日事業」における市民団体等との連携・協働の強化

2 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という）は、条例第36条の規定に基づき、条例を具現化する子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定されている。

条例第36条第2項では「行動計画を策定するにあたっては、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くもの」とされており、この場で意見を述べるものとする。

(1) 計画策定にあたって

子どもの権利条例は、川崎の子どもたちがよりいっそういきいきとすごせるよう、子どもに関わる具体的な施策等の総合的な指針・理念となるべきものである。子ども・若者施策に関わ

る他の条例・施策に対しても、規範的な意義を強く持つといってもいい。近年、「子どもの貧困」「虐待・いじめ防止」に対する社会的関心は高く、関連施策にも大きな影響を与えている。そうしたなかであって、子どもに関わる諸施策、検証の役割はいっそう重要性を増している。

上記の点からすると、先に策定された「川崎市子ども・若者ビジョン」は子どもの権利と密接であり、「健全育成」・「非行等の再発防止」といった観点だけではなく、子どもの権利を尊重する取り組みの諸施策を創造的に展開していると言える。本計画の重点施策はビジョンとの整合性を考慮する必要があるだろう。

(2) 子どもの権利をめぐる課題

子どもの権利保障をめぐるっては、取組をすすめるべき課題として、以下の7項目を指摘する。

①条例および子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

条例への関心を高めるために、あらゆる機会をつかって広報に努めるとともに、併せて施策の展開・推進時には条例（の内容）に即して、それらが子どもの環境や成長と密接なことをあらためて確認できる工夫が求められる。

②子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

学習支援や給付型奨学金、「子ども食堂」への関心が高まっているが、子どもの希望や生きる意欲を引き出すためにも子どもの権利保障との関連から、施策とどのように結びつけていくか、積極的な検討が求められる。

「子どもの貧困」問題は、子育て中の親支援の必要性とともに、子どもの成長・発達と密接に関わる問題であることを広く社会的に共有する必要がある。この問題は「子どもの権利を守る取り組み」にも関わっており、実情を踏まえた検討が求められる。

③児童虐待について（条例第19条関連）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の取り組みとあわせ、児童相談所（こども家庭センター）等の人材育成や十分な態勢がとれているか検証しつつ、その計画の策定が求められている。

④いじめについて（条例第24条関連）

いじめが人間の尊厳を深く傷つける問題であることを子ども自身が知る機会を設けるとともに、大人の対応のあり方とも深く関わっており、未然防止と早期発見・早期対応への取組を一層すすめるべきである。

⑤子どもの居場所について（条例第27条関連）

子どもにとって安心して過ごせる居場所（時間、空間）は、自分を取りもどし、育む空間である。子どもの居場所の大切さを子どもの権利との関わりから再確認するとともに、子ど

もの生活のさまざまな場面での居場所を考えることが求められる。

⑥子どもの参加・意見表明について（条例第29条関連）

子どもに関わる政策・施策、手続に、子どもが関わることの大切さを子どもや大人が自覚できる機会をつくることが求められる。そのためにも、子どもの参加・意見表明を促進する具体的な取組について、様々な機会に意見聴取することも検討すべきである。

⑦相談・救済について（条例第35条関連）

子どもが相談しやすい環境を創るために、定期的の実情を検証することが求められる。また、子どもの居場所に関わって、子どもとふれあう機会のなかで子どもの相談や悩みを受け止めることも考えられる。子ども施策の全体的な検討のなかで再確認してもいいのではないか。

（3）施策体系について

現行の第4次行動計画において体系を大きく変更したばかりでもあり、第5次計画もその枠組みで進めるとともに、基本理念、基本目標も踏襲すべきである。

（4）重点施策について

特に市が重点的に取り組むべき施策として、次の3つの項目を設定すべきである

①子どもへの切れ目のない支援の取組

権利委員会では、答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」において、子どもの各成長段階での切れ目のない支援を行うことを提言した。生まれる前を含めて、乳幼児期、就学期、思春期、青年期などの子どもの各成長段階において、それぞれに子どもが抱える課題を見据えながら、切れ目のない支援を行うための取組を進める必要がある。

②困難を抱える子どもを支援する取組（条例第18・19・20・23・24条関連）

「川崎市子ども・若者ビジョン」の基本的な方向性の1つに「困難を抱える子ども・若者の支援」とある通り、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見・早期対応、不登校の子どもへの支援、子どもの貧困への対応など、自分自身では解決できないような困難な状況に陥った子どもに対する適切な支援を行うことが求められる。

③子どもの居場所を支援する取組（条例第27条関連）

「子どもの居場所」は、子どもが安心できる場（自分でいられる）であるとともに、地域の中で大人や他の子どもたちとの「関係を安心してあらたに生み出す場」ともいえる。

2015（平27）年2月に発生した中学生死亡事件において、その再発防止策として子どもの居

場所の支援の必要性が指摘されており、第4次行動計画において「居場所を失った子どもへの支援」を重点施策にした点は核心をつくものだった。しかし、主に不登校を念頭においた従前の取組から、一歩進める必要がある。

(5) 推進体制について

こども未来局の新たな設置は、子どもの権利に関する行動計画を推進する体制として、きわめて大きな意義を持つと思われる。政策立案・推進の理念、根拠規範として、子どもの権利条例がもつ意義を市全体で再確認する機会を定期的に持つことが、子どもの権利保障の総合性およびその推進体制を確認する機会ともなるのではないだろうか。

また、子どもの権利保障の促進は、地域の多様な人々との関係作り（連携）とも密接であることから、PTA、地域教育会議等、子どもを守り育てていく役割を持った既存の組織・団体等との協働の活性化を図ることも不可欠である。

IV 第5期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

1 実態・意識調査について

<アンケート調査>

成 果

- ・第4期までの調査と同様、第5期においても、条例制定以後の経年変化を見るために、調査項目を工夫して比較検討を行うことができた。
- ・第4期までの調査と同様、第5期においても、子どもの年代別、子ども・おとな・職員の意識の差を見ることができた。
- ・第5期の諮問事項である「子どもの成長に応じた育ちの支援について」を受けて、乳幼児期の子どもの育ちを、親の実態・意識から把握するために、子どもの有無をたずねるフェイスシート部分の選択肢を従来より詳細にすることで、「0～2歳の子どもがいる親」「3～5歳の子どもがいる親」を抽出して分析することができた。
同様に、おとなへの入り口にたつ若者の実態・意識を把握するために、18歳以上を調査対象とするおとなの質問紙内容について、従来子育て世代以上のおとなを想定した項目に偏っていた選択肢を抜本的に見直したことで、若者世代の抱える悩みを把握することができた。
- ・「悩みを話せる人が少なくとも1人いるか」という質問への回答別にクロス集計することで、子ども・おとな・職員の問題状況を把握することができた。「悩みを話せる人が少なくとも1人いるか」を尋ねる質問項目が、実態把握をする上で大変有効であることが確認できた。
- ・同様に、子育て中のおとなに対して「子どもへの虐待経験の有無」を尋ねる質問、また「自身が子ども時代の虐待経験の有無」を尋ねる質問についても、回答別にクロス集計した結果を分析することで、特に支援の必要なおとなの子育て実態を浮かび上がらせることができたという点で、大変有効であることが確認できた。

課 題

- ・子どもの有無をたずねるおとなのフェイスシート部分の選択肢に、「現在妊娠中である」を加えることで、妊娠・周産期の親の実態・意識を抽出できるよう調査票を工夫する必要がある。

<ヒアリング調査>

成 果

- ・アンケートでは把握しきれない個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を十分把握するために、ヒアリング部会をつくり、委員が直接足を運びヒアリング調査を実施した。その中で補足的に子どもたちの葛藤を生で感じ、置かれている環境の違いからくる生き方、考え方の違いを実感できた。また、あわせて「自己評価」に関連したアンケートを実施し、これを集計した。

- ・「児童養護施設等に入所している子ども」に関しては、これまで実施してきた児童養護施設、児童相談所一時保護所に加えて、児童自立援助ホームにおける子どものヒアリングを実施することができた。
- ・「多様な文化的背景をもつ子ども」に関しては、日本語の学習サポート教室で、年齢及び国籍においてより広い子どもからヒアリング調査を行うことができた。これを通じて、新渡日の子どもの実情を垣間見ることができた。
- ・第3期子どもの権利委員会で課題となっていた「障がいのある子ども」や「不登校の子ども」に対し委員が直接聴き取ることが実現した。
- ・子どもたちから率直に意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの権利の広報・啓発に関する考えや意見について、把握することができた。そのなかで、「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見が多く聞かれた。

課 題

- ・時間的、人間的な限界があるなかで、ヒアリングの対象と方法を検討・整理する必要がある。
- ・「障がいのある子ども」へのヒアリングにおいては、質問項目や言葉遣いなどその方法を検討する必要がある。また、障がいのある子どもにとどまらず、学校関係者や相談機関の担当者、保護者からのヒアリングの実施も視野に入れ検討する。「不登校の子ども」へのヒアリングにおいては、子どもの緊張への配慮の工夫が必要である。
- ・「乳幼児」へのヒアリングの必要性が委員会のなかで議論されたが、実施できなかった。今後は、乳幼児へのヒアリング手法を検討するとともに、乳幼児に関わっているおとなへのヒアリングの実施について検討する。
- ・ヒアリングに際して「自己評価」に関連する項目を用いたが、集計するにとどめ、その分析に関しては、今後の検討課題である。
- ・アンケート調査の裏づけを図るために、いわゆる普通に学校に通っている多数の子どもに対するヒアリングを行うことも必要である。児童会役員、生徒会役員対象でも構わないが、条例に基づき子どもにきちんと向き合っているおとながいるということ、子どもに理解してもらい取り組みが重要かつ必要である。
- ・「学校等で、普及啓発に取り組むことが効果的である」という意見がヒアリングから出されたものの、効果的な学校での普及啓発の方法については議論を深めることができなかった。教育現場に「普及啓発するように」と働きかけるだけでなく、現場とのヒアリングおよび具体策の提示のあり方についての検討が必要である。

2 施策の検証について

<子どもとの対話>

成 果

- ・第4期の委員会報告書において課題とされた「学校での対話」を実施することができた。
- ・「子どもの居場所」が大きなテーマの1つとなっていたところ、子どもと直接対話できただけでなく、他の生徒やスタッフとの会話、勉強の様子等、「居場所」における子ども達の素の姿を直接観察することができた。
- ・対話によって、学校生活や家庭生活、自身の将来等に対する考えを聞くことができた他、近時の選挙権年齢の引き下げや子どもに関する川崎市の施策等についても様々な意見を聞くことができた。

課 題

- ・高校のカフェスペースを利用する生徒との対話を実施することができたが、例えば、同所の利用を考えていない生徒や、利用したいと考えていても実際に利用していない生徒との対話もできれば、より子どもの居場所に対する多面的な評価が可能であったように思われる。同所を利用する生徒はみな同所に対して極めて肯定的な意見を持っていたが、逆に利用したくてもできない生徒の意見も聴くことが今後の課題である。

<行政との対話>

成 果

- ・「子どもの成長に応じた育ちの支援」について検証にあたっては、子どもの時間軸に焦点を当てて、子ども施策を総合的に子どもの権利および条例の規範に従って検証をする方法をとった。
- ・検証は、子どもの成長における各ステージに向けての取組を委員会が正確に叙述できるよう、その取組について、委員会から質問を示し、それに基づいて、事前に回答および資料の提供を受けた上で、これまでの例に倣い、行政とも対話を行った。行政で行われている各事業は、法律に基づくものが多く、川崎市の地方自治的な工夫を凝らして実施されるものも多く見られた。
- ・対話では、施策を把握した上で、成果と課題を、委員と施策担当者が認識を深める形で、確認をしていった。提言は、対話を通じて認識された改善すべき課題を示したものである。
- ・生まれるところから、大人になっていくところまでの子どもに関わる施策（妊婦、保護者に対する施策を含む）を、いわば縦軸として、俯瞰できたことは大きな成果であり、次のステージへのつながりに焦点を当てることで、子どもの成長という動態の中で権利保障を捉え、成果と課題について認識を相互に深め、提言を示すことができたことは成果である。

課 題

- ・対象となる施策が多岐にわたり、検証対象としては、子どもの成長において、子どもが向かう次のステージのための施策に限定をしたことから、施策全体の検証にまでは至らな

かった。それぞれのステージにおける施策の詳細な検証は今後の課題である。

- ・対話において、より実現可能な施策に向けた建設的な意見交換、共有ができるようになるまでの時間の確保や、関係の構築方法を検討していくことは引き続き課題である。

<市民との対話>

成 果

- ・「高津区子ども・子育てフェスタ」でのコーナーを設けてのアピールと対話は、「子どもの権利条例」を多くの方に知っていただく上で効果的であった。会場に条例の広報・啓発資料を展示し、幅広く自由な意見交換ができた。
- ・中原市民館での「子育てグループ」との対話（話し合い形式）では、知り合い同士ということもあり、話し合いの中で率直な意見が聞けた。
- ・対話の中で、利用者（市民）の立場からの相談窓口への要望や諸施策について具体的にご意見をいただくことができた。先にも述べたが、必ずしも行政側の想定と一致しない点もあり、「対話」の必要性を改めて認識した。

課 題

- ・実施した2回の対話とも、ある程度積極的に地域に参加されている方との対話であり、行政への具体的な要望も聞き取ることができたが、対話の中で「子どもが小さくて家にこもっている時はしんどかった」「こういうサークルで、悩みを話し合っている人は大丈夫だと思う。サークルやイベントに参加せずこもっている人が心配」のご意見が複数あった。各種相談窓口については「初対面の人には、相談しづらい」との声も多く、より相談しやすい窓口への改善施策とともに、地域の様々な市民グループなどとの協働が必要と感じた。

3 行動計画への意見について

成 果

- ・「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく諸施策等について担当部局が行った自己評価に対して、委員会は報告書を作成し意見を述べた。
- ・評価にあたっては、今期の視点（権利の浸透、拡充）とともに、前期権利委員会の第2次行動計画に対する評価・提案が参照の軸になり、従前の活動との連続性、継続性をはかることができた。
- ・「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定にあたって、考慮・検討すべき課題について意見を述べた。
- ・今期のテーマに関わって、この間、子どもの権利と密接な社会的問題や関心に留意し、より積極的に今期において重要な視点の確認に努めた。周産期を含め子ども期全体に関わる「子どもの貧困」問題や、少年事件からもあらためて「子どもの居場所」の意義が今後の行動計画や諸施策にとって重要になることを委員会全体で確認、共有した。

課題

- ・委員会活動の継続性や重視した事項（テーマ）の確認がしやすいよう、従前の委員会活動の成果や課題を整理し一覧化しておくことも大切かと思われる。新委員の意識や経緯の再確認にも通じるとと思われる。
- ・「行動計画」への評価や意見にあたっては、条例の理念や内容の具体的展開として評価、展望しているが、一方で施策や事業の実施の現場や市民の受け止めについて行動計画等との関係から再確認しておくことも必要かと思われる。
- ・市役所・区役所の組織改編がなされており、行動計画の実施にどのような影響を与えるかについて注視する必要がある。

4 委員会の組織・運営について

成果

- ・委員一人ひとりが得意分野を生かして役割分担し、建設的に議論することが可能な、委員間の密な対話が十分にできる運営ができた。
- ・全体のスケジュールを組み立て、各部会や分担をして進めていくことは効果的であり安心感も持てた。その中で意見・考え・感想を盛り込んで行こうという姿勢により、参加意識を維持することができた。
- ・行政との対話では「ヒアリングではなく対話である」「委員会を通して要望してほしい」という委員会の姿勢を伝えることができた。関連部署から忌憚のない意見を引き出すことができ、市民の側からも話を聞くというバランスのとれた進め方だった。

課題

- ・当事者である「子ども」をきちんと委員会として位置づけ、子どもの意見をもっと多く反映できるような組織運営を考える必要がある。調査や対話の折に意見を聴取するだけでなく、川崎市子ども会議や、地域教育会議の子ども会議を傍聴するなどして、子どもの声を聴く活動を委員会以外でも行い、それを委員会の議論に生かせるよう検討したい。
- ・条例の施策への浸透につなげるために、「条例」および「子どもの権利」の視点からの課題や解決策、目指すべき方向性などについて共有しあえる場面として、公式な役所内の関係部局とは「対話」という形で実施したが、「対話」とは別に、関係部局の担当者と意見交換できる場を年に1～2回設けることが望ましい。
- ・「担当部局」という枠だけではなく、教員を含む職員と意見交換を行う場を設けることを考えたい。
- ・委員それぞれがつながりをもつ市民の声を、委員会の議論の場にもっと持ち寄り話せる形が必要である。
- ・地域教育会議と権利委員会をお互いに傍聴するなど、より多くの市民の意見をベースに話し合いができるような工夫を検討したい。

- ・「権利条例」に関する職員研修（教員対象を含む）に委員が参加（傍聴）するなどして、実際にどのような形・内容で研修が行われているのかを確認できる場が必要である。
- ・行政と市民、それぞれの対話を効果的に活かすための方法を考える必要がある。
- ・「市民との対話」「子どもとの対話」については、直前での日程調整にならないようあらかじめスケジュール化しておくなど、工夫が必要である。

資 料

1 第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

25川市人第689号

平成26年3月17日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川 崎 市 長 福 田 紀 彦



第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

諮問事項：子どもの成長に応じた育ちの支援について

諮問の理由：

子どもの権利条例における子どもの定義は0歳から18歳未満としております。これまでの子どもの権利施策では、子どもに対する権利保障として、主に小学生、中学生、高校生の児童生徒に対して学校を通じた取組に重点がおかれてきました。

児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数のうち、乳幼児へのものが47.8%と半数近くを占めており、大きな社会問題となっています。また高校生世代では、社会への自立を目前に社会を構成する一員として自信が持てないで挫折しニートや引きこもりにつながってしまう子どもが増加している現状があります。

これらの状況を踏まえ、主に乳幼児期及び高校生世代の成長に応じた支援のあり方、そこで果たす条例の具体的な役割について様々な見地から検証する必要があります。

2 第5期川崎市子どもの権利委員会の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成25(2013)年度	第1回 子どもの権利委員会	11月7日(木) 17:30~19:30	第4庁舎4階 第5会議室	正副委員長選出 / 第5期の活動計画について / 実態・意識調査について
	第1回 幹事会	1月9日(木) 15:00~17:00	本庁舎東館3階 人権・男女共同参画室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第2回 幹事会	1月24日(金) 15:00~17:00	本庁舎東館3階 人権・男女共同参画室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第2回 子どもの権利委員会	1月27日(月) 17:30~19:30	第4庁舎4階 第2会議室	諮問について / 実態・意識調査について
	第1回 実態・意識調査部会	2月6日(木) 17:30~19:30	本庁舎東館3階 市民・こども局会議室	実態・意識調査の質問票作成
	第3回 子どもの権利委員会	3月17日(月) 17:00~19:00	第4庁舎4階 第1会議室	諮問について / 第4次行動計画(案)に対するパブリックコメントについて / 実態・意識調査について
平成26(2014)年度	第2回 実態・意識調査部会	5月16日(金) 16:30~19:00	本庁舎東館3階 市民・こども局会議室	実態・意識調査(アンケート調査)の集計結果について
	第4回 子どもの権利委員会	5月22日(木) 18:30~20:40	第4庁舎4階 第2会議室	実態・意識調査(アンケート調査)の集計結果について / ヒアリング調査について
	第3回 実態・意識調査部会	6月25日(水) 18:30~20:30	第4庁舎4階 第1会議室	実態・意識調査(アンケート調査)の集計結果について / ヒアリング調査について
	第5回 子どもの権利委員会	7月10日(木) 18:30~20:00	第3庁舎15階 第1会議室	ヒアリング調査について / 第3次行動計画の評価について
	ヒアリング調査 ①	7月23日(水) 10:00~11:30	市内 学習サポート教室	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ②	7月29日(火) 18:30~20:30	市内 児童養護施設	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ③	8月5日(火) 17:00~18:00	市内児童 自立援助ホーム	”
	ヒアリング調査 ④	8月8日(金) 10:30~12:30	市内 フリースペース	不登校の子どもへのヒアリング調査
第1回 行動計画評価部会	8月8日(金) 14:00~16:00	明治安田生命ビル 2階 第4会議室	第3次行動計画の評価に対する委員会意見について	

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成26(2014)年度	ヒアリング調査 ⑤	8月8日(金) 18:30~21:00	市内 児童養護施設	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ⑥	8月11日(月) 18:30~21:45	市内 児童養護施設	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ⑦	8月15日(金) 10:00~11:10	市内 障害児通所施設	障がいのある子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ⑧	9月11日(木) 10:00~11:30	市内子育て フリースペース	乳幼児とその親へのヒアリング調査
	第2回 行動計画 評価部会	10月2日(木) 17:00~19:30	本庁舎東館3階 市民・子ども局会議室	第3次行動計画の評価に対する委員会意見について
	第6回 子どもの 権利委員会	10月9日(木) 18:30~20:50	明治安田生命ビル 2階 第2会議室	第4期権利委員会の答申に対する措置状況の報告 / 第3次行動計画の評価について / ヒアリング調査の結果について
	第4回 実態・ 意識調査部会	12月11日(木) 16:30~18:30	本庁舎東館3階 市民・子ども局会議室	実態・意識調査報告書の内容について
	第7回 子どもの 権利委員会	1月16日(金) 18:30~21:00	明治安田生命ビル 2階 第2会議室	第3次行動計画の評価について / 実態・意識調査報告書について
	第5回 実態・ 意識調査部会	2月4日(水) 18:30~20:30	明治安田生命ビル 2階 第4会議室	実態・意識調査報告書の内容について
	第6回 実態・ 意識調査部会	2月23日(月) 16:00~20:30	本庁舎東館3階 市民・子ども局会議室	実態・意識調査報告書の内容について
	第8回 子どもの 権利委員会	2月25日(水) 17:30~19:40	明治安田生命ビル 2階 第2会議室	実態・意識調査報告書について / 答申について
	第6回 実態・ 意識調査部会	3月16日(月) 17:30~19:30	本庁舎東館3階 市民・子ども局会議室	実態・意識調査報告書の内容について
平成27(2015)年度	第3回 幹事会	4月13日(月) 17:30~20:00	本庁舎東館3階 市民・子ども局会議室	答申について (構成の検討)
	第9回 子どもの 権利委員会	5月11日(月) 17:30~20:00	明治安田生命ビル 2階 第2会議室	答申について
	第10回 子どもの 権利委員会	7月16日(木) 18:30~20:00	明治安田生命ビル 2階 第2会議室	答申について / 行政職員との対話について
	第4回 幹事会	7月28日(火) 15:00~17:00	本庁舎東館3階 市民・子ども局会議室	行政職員との対話について (内容の検討)

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成27(2015)年度	行政職員との対話①	8月27日(水) 14:00~17:00	本庁舎東館3階 市民・こども局会議室	思春期の子どもの支援について
	行政職員との対話②	9月9日(水) 9:00~12:00	本庁舎東館3階 市民・こども局会議室	青年期の子どもの支援について
	行政職員との対話③	9月11日(金) 9:30~12:00	明治安田生命ビル 2階 第3会議室	就学期の子どもの支援について
	第11回 子どもの権利委員会	10月1日(木) 18:00~20:45	第4庁舎4階 第1会議室	行政職員との対話の実施結果について / 答申について / 中学生死亡事件について
	行政職員との対話④	10月2日(金) 9:30~11:00	本庁舎東館3階 市民・こども局会議室	生まれる子どもと親支援について
	市民との対話①	11月21日(土) 10:30~15:30	高津市民館 第6学習室 (高津区子ども・子育てフェスタ)	対話・アンケート調査 (妊娠・出産、子育てに関する施策について)
	第5回 幹事会	12月14日(月) 18:00~20:30	第4庁舎4階 第1会議室	答申について (内容・案文の検討)
	第6回 幹事会	1月15日(金) 15:00~17:30	第4庁舎4階 第2会議室	答申について (案文の検討)
	第12回 子どもの権利委員会	2月8日(月) 17:30~20:00	第4庁舎4階 第1会議室	答申について
	市民との対話②	2月22日(月) 12:30~13:30	中原市民館 グループ室	対話 (妊娠・出産、子育てに関する施策について)
	子どもとの対話	2月26日(金) 16:30~20:00	市立高等学校	対話 (青年期の子どもの支援について)
	答申	3月24日(木) 13:30~13:50	市長応接室	「子どもの成長に応じた育ちの支援について」の市長への答申
平成28(2016)年度	第13回 子どもの権利委員会	4月25日(月) 16:00~18:00	第3庁舎14階 こども未来局会議室	第5次子どもの権利に関する行動計画について / 第5期子どもの権利委員会報告書について
	行動計画策定部会①	5月27日(金) 15:00~17:00	第3庁舎14階 こども未来局会議室	第5次子どもの権利に関する行動計画策定への意見について
	行動計画策定部会②	6月16日(木) 17:30~19:30	第3庁舎14階 こども未来局会議室	第5次子どもの権利に関する行動計画策定への意見について
	第14回 子どもの権利委員会	7月11日(月) 17:00~19:00	第3庁舎14階 こども未来局会議室	第5次子どもの権利に関する行動計画について / 第5期子どもの権利委員会報告書について
	第15回 子どもの権利委員会	9月7日(水) 18:00~20:00	第3庁舎14階 こども未来局会議室	第5期子どもの権利委員会報告書について

3 第5期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

役職	氏名	職業等	部会等
	いがらし つとむ 五十嵐 努	市民委員	※平成27(2015)年10月から 行動計画策定部会
	うちだ とうこ 内田 塔子	東洋大学准教授	実態・意識調査部会 (アンケート調査部会長)
	おおさき かつゆき 大崎 克之	弁護士(神奈川県弁護士会)	行動計画評価部会
	さいとう かずえ 齋藤 和恵	市民委員	※平成26(2014)年10月から
	ささき みつあき 佐々木 光明	神戸学院大学法学部教授	行動計画評価部会長 行動計画策定部会長
	しろ と たかし 白戸 隆	川崎愛児園施設長	行動計画評価部会
委員長	のむら たけし 野村 武司	獨協大学法科大学院教授	実態・意識調査部会・行動計画策定部会
	ぼく へ すく 朴 海 淑	元川崎市外国人市民代表者会議委員	行動計画評価部会
	はやし だい すけ 林 大 介	東洋大学助教	実態・意識調査部会 (ヒアリング調査部会長)
副委員長	みつぼし こ 三星 とく子	子育て・性的マイノリティ支援活動	実態・意識調査部会・行動計画評価部会 行動計画策定部会

任期：平成25(2013)年10月1日～平成28(2016)年9月30日

*第5期川崎市子どもの権利委員会に在任した委員

あお の しげる 青野 滋	市民委員	※平成25(2013)年9月から平成27(2015)年8月まで 行動計画評価部会
あらがき きょうこ 新垣 京子	市民委員	※平成25(2013)年9月から平成26(2016)年3月まで

第5期川崎市子どもの権利委員会報告書

平成28(2016)年9月

川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市こども未来局青少年支援室〔子どもの権利担当〕

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 F A X 044-200-3931